

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之		
件名	東大和市租税特別措置法に基づく優良宅地、優良住宅及び良質住宅認定事務施行					
	細則の一部を改正する規則について	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正概要 関係法令の名称が変更になることから、整合を図るため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 第1号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和5年5月26日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。